使途不明金問題調査特別委員会 調査報告書

平成 30 年 3 月16日 使途不明金問題調査特別委員会

目 次

	はじめに	•••••	1
1	3団体の事業内容と使途不明金問題の概要 (1)隠岐の島町漁業集落(離島漁業再生支援交付金事業) (2)隠岐島後地域水産振興部会 (3)隠岐の島町いわがき生産者会		2 2 3
2	3団体の事業執行における問題点 (1)隠岐の島町漁業集落 (2)隠岐島後地域水産振興部会 (3)隠岐の島町いわがき生産者会		3 5 6
3	使途不明金問題が発生した原因と背景 (1)前担当職員の公務員倫理の欠如と不適切な事務処理 (2)職場のガバナンスの欠如 (3)監査機能の不全 (4)隠岐の島漁業集落の不適正な会計決算と不明瞭な予算執行		7 8 9 9
4	町執行部の不祥事対応に関する疑問点と問題点 (1)町執行部の不祥事対応についての疑問点 (2)町執行部の不祥事対応についての問題点 (3)議会、町民に対する説明責任と情報開示の問題点		10 10 11
5	不祥事再発防止に関する提言 (1)職員の意識改革 (2)職場のガバナンスの確立 (3)隠岐の島町漁業集落 (4)隠岐島後地域水産振興部会 (5)隠岐の島町いわがき生産者会 (6)隠岐の島町議会について		11 11 12 12 13
6	使途不明金調査と不適正な会計決算及び予算執行 (1)使途不明金の調査 (2)不適正な会計決算と予算執行		13 13
	まとめ	•••••	14
	【経過と資料】 1. 使途不明金調査特別委員会の設置		16
	2. 事件の事実経過 (役場公表資料)		17
	3.各団体の概要 (役場公表資料)		18
	4. 隠岐の島町関係団体使途不明金等内訳(役場公表資料)		19
	5. 離島漁業再生支援交付金 実施状況 (県ホームページ資料)		20
	6.記録、資料の提出		21
	7. 使途不明金問題調査特別委員会の開催及び説明員、 参考人招聘の状況(使途不明金問題調査特別委員会名簿)		22

はじめに

平成29年11月8日、町議会の全員協議会において、町長より「離島漁業再生支援交付金」などの出納を担当していた農林水産課の職員が、約3年間にわたり交付金等の公金、計2,857万8,867円を着服したこと、並びに、当該職員を11月8日付けで懲戒免職処分にしたとの説明がなされた。そして、当該職員が、11月7日に着服金の全額を返還し、心から深く反省しているという理由で、当該職員を刑事告発しないことを公表した。

町長並びに関係課長の説明では、当該職員は、「隠岐の島町漁業集落」、「隠岐島後地域水産振興部会」、「隠岐の島町いわがき生産者会」の3つの外部団体の事業に関する国、県、町から給付される交付金、補助金の出納事務を担当し、3団体の預金通帳と印鑑を一人で管理していた(各地区漁業集落の通帳と印鑑を除く)。そのような状況下で、当該職員は、平成26年5月30日頃から平成29年5月末頃までの3年間に、3つの団体の預金口座から、約180回にわたり現金を引き出し、約2,857万円余りを自己の用途に充てるため着服したという説明内容であった。

3年間という長期間、なぜ交付金等の公金着服が発覚しなかったのか、また、どのようにして約2,857万円という多額な公金を着服することが可能だったのか、そして、そのような不正行為を上司をはじめ他の職員や団体関係者は気づかなかったのか、数多くの疑問が残る町長及び担当課長からの説明であった。

このような重大な職員の不祥事が発生したにも係わらず、町執行部が主体的に、使途不明金問題について全容解明を行い、議会や町民に対して説明責任を果たそうとする姿勢を明確にしないことに、町議会は大きな憂慮と危機感を持つに至った。そして、11月24日の臨時議会において、今回公表された多額の使途不明金着服問題の原因究明と、不祥事再発防止策を審議する為に、地方自治法第100条第1項の調査権限が付与された「使途不明金問題調査特別委員会」の設置を決議した。

当委員会は、議会が主体的に当該不祥事の原因究明に取り組み、行政機関が規律と責任ある行政運営を行うよう監視することが議会としての使命であり、且つ、町民の負託に応えることであるとの確信を持ち、関係者からの聴き取り調査、及び、関係資料の調査と検証作業を重ね、使途不明金問題が発生した主な原因と背景についての解明に努めた。

この調査報告書は、計22回開催した当委員会において、3団体の事業執行の実態並びに問題点等について調査・検証した内容と、3団体の事業を支援する立場の役場農林水産課事務局の問題点、及び町執行部の使途不明金問題への対応について考察すると共に、今後、当該3団体の事業が適正に行われるよう不祥事再発防止に向けての提言をまとめたものである。

平成30年3月16日 使途不明金問題調査特別委員会

1. 3団体の事業内容及び使途不明金問題の概要(役場農林水産課説明内容)

(1)隠岐の島町漁業集落 (離島漁業再生支援交付金事業)

当該交付金事業は、平成13年に制定された水産基本法の基本理念である「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」の実現を目指し、離島を対象として、漁業の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落を対象に、国、県、市町村が交付金を支給し、離島漁業の活性化を支援するもので、1期5年間を実施期間として平成17年度から始まり、現在は3期目で3年目の終わりを迎えるところである。

隠岐の島町は、7地区33の漁業集落が交付金事業を行うための協定を締結し、協定 参加世帯数は800の漁業世帯となっている。事業内容は、漁業の生産力の向上に関する 取り組みと漁業の再生に関する実践的な取り組みが主たるもので、各年度、総額1億880 万円の交付金が、7地区33の漁業集落と隠岐の島町漁業集落全体としての事業に取り 組む活動に対し給付されており、各漁業集落は独自にそれぞれの事業に取り組んでいる。

平成29年度の人事異動により、当該交付金事業の出納事務担当が交替した。5月下旬に新しい担当者が事業の関係資料を整理確認したところ、根拠資料のない現金での支出等(使途不明金)があることが判明した。前担当職員への事情聴取及び、関係者への聞き取り調査と書類の確認作業を行う過程において、前担当職員は平成29年8月8日、使途不明金の着服を認めた。その後、上司による使途不明金の確定作業を継続し、平成27年度に971万7,394円、平成28年度は1,682万2,115円の使途不明金があると確定した。そして、前担当職員は9月7日、使途不明金の全額の着服を認めた。

(2)隠岐島後地域水産振興部会

隠岐島後地域水産振興部会は、平成7年度に設立し、主に島後沿海でのマダイ稚魚の 放流事業等を行っている。その組織体制は、部会長に隠岐の島町長、幹事長に役場農林 水産課長、事務局として役場水産振興係の職員(3名)が担当しており、町が主体的に運 営に係わっている。現在マダイ稚魚の中間育成は島前地域部会が行い、毎年9月から10 月の間に、マダイの稚魚約25万尾を、JFしまね西郷支所職員、県水産課職員、そして事 務局の担当職員が島前に受取に行き、島後沿岸付近で放流するという形の事業を行っ ている。この事業の出納事務担当が、平成29年度の人事異動により交替した。

平成29年7月18日、島前地域水産振興部会より「今年度も中間育成費用の一部を例年通り納入して欲しい」という電話があり、新担当者が出納簿等の関係帳簿類を探したが、その所在は確認できなかった。前担当職員に関係帳簿の所在について確認したが、結局H25年度以降の出納簿、通帳、印鑑等を見つけることはできなかった。

前担当職員は、離島漁業再生支援交付金事業、いわがき生産者会の2つの団体の出納事務を担当していたが、それらの出納事務においても、不明瞭な会計処理がすでに発覚していた。その後、前担当職員に対して職場上司による聴き取り調査が行こなわれ、8月8日に公金の着服行為を認めた。

その後、使途不明金額の確認作業が行われ、9月7日、前担当職員は3年間で隠岐島 後地域水産振興部会の事業費から144万1,932円の公金着服を認めた。

(3)隠岐の島町いわがき生産者会

隠岐の島町いわがき生産者会は、平成21年9月25日、島内のいわがき養殖業者6者と役場農林水産課、JFしまね西郷支所の関係者により組織され設立した。会の目的は隠岐島後地域のいわがきの安定生産とブランド化を推進し、漁業者の所得向上を目指すものである。

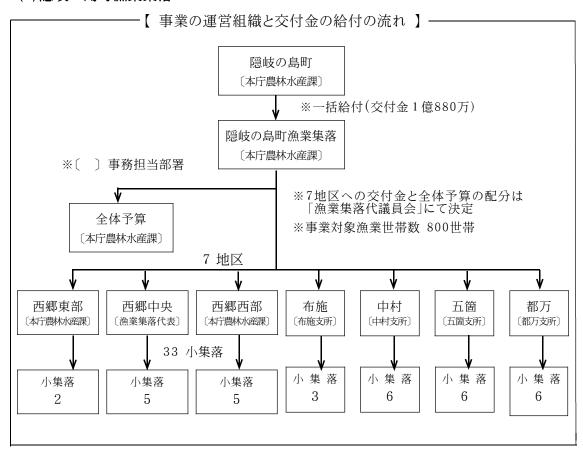
事務局は当分の間、役場水産振興担当が行うこととなり、その主な業務は、毎年「公益財団法人島根県環境保健公社」が実施する、いわがきの出荷前検査と貝毒検査の検査費用を各生産者から徴収し、事務局が一括して県環境保健公社に納入することである。町は、いわがき生産者会の目的を支援するために、いわがき生産者が支払う2つの検査費用に対して、毎年約15万円前後の補助金を給付し、生産者への検査料の負担軽減を図りながら徴収業務と県環境保健公社への検査料納入業務を行ってきた。平成29年度の人事異動により、いわがき生産者会の事務担当者が交替した。

平成29年6月7日、県環境保健公社からメールにより、平成25年度以降滞納している検査料の請求があり、検査料未納の事実が判明した。前担当職員に対して上司による事情聴取が行われ、8月8日、町から給付される補助金の着服行為を認めた。

その後の聴き取り調査で、前担当職員は、平成25年度から28年度の4年間に町から給付された補助金59万7,426円の着服を9月7日に認めた。

2. 3団体の事業執行における問題点

(1)隠岐の島町漁業集落



1)事業全体の事務を統括する本庁農林水産課の問題点

①事務局担当部署の協働体制の欠如と不適正な事務処理

担当部署の上司は、会計処理を前担当職員1人に全て任せた状態で、交付金の処理事務の状況をほとんど把握しておらず、前担当職員は多額の交付金の出納事務を上司から適切な指示を受けることなく1人で処理するなど、事務局の協働体制ができていなかったと言える。

結果的にH25年度以降、適切な関係帳簿の作成や書類の整理ができない状況が続く結果となり、H28年12月、会計検査院の実地検査を受けた時、多くの不備を指摘され改善指導を受ける事態を招いた。

②不適正な監査業務

H27年度決算書の監査においては、前担当職員が1人で監事の自宅に出向き、監事と2人で2時間程度の監査業務を行い、その後、もう1人の幹事に監査の承認を受けるという、ずさんな監査を行っていた。

H28年度決算書の監査においては、農林水産課長自ら出納書類の不備を1人の監事に告げたうえで監査を受け、監査報告書を作成するなど、事務局の会計監査に対する対応は強く非難されて然るべきである。

③町の指導的立場としての認識の欠如

町は、離島漁業再生支援交付金事業を行うにあたり、漁業集落の交付金の使途に関して、当該交付金の「交付要綱」、「実施要領」、「実施要領の運用について」の規定を漁業集落が遵守するよう、必要とされる適切な指導を行うことが求められている。

しかし、担当課は上述のとおり、基本的な立場をほとんど認識しておらず、漁業集落の事業に対して、必要とされる適切な指導ができる状況ではなかったと言える。

2)事業主体である隠岐の島町漁業集落の運営上の問題点

①安易な判断による交付金の使途

事業の実施にあたり、国が定めた離島漁業再生支援交付金の「交付要綱」、「実施要領」、「実施要領の運用について」等の規定内容に沿わないと思われる事業への交付金使途が見られ、漁業集落の役員及び一部代議員の認識不足と、規定遵守の意識の低下による安易な交付金の使用状況が散見された。なお、第3期(H27年度~H31年度)における当該交付金事業の対象となる活動は、下記の①~③に該当する取組である。

① 漁業の再生に関する話し合い

・漁業集落が②及び③の取組を実施するための話し合い及び交付金の管理事務

② 漁場の生産力の向上に関する取組

- (a)種苗放流
- (b)漁場の管理・改善
- (c)産卵場·育成場の整備

- (d)漁場監視
- (e)その他水産庁長官が認める取組

③ 漁業の再生に関する実践的な取組

・新たな漁具・漁法の導入、新規漁業への着業、流通体制改善、漁労技術の 向上の取組、販路拡大等の取組

②安易な事業計画と事業内容

一部の漁業集落では、地区の漁業者の意見を反映したものとは言い難い事業や取り組みが見られ、一部の漁業者のみの意思決定により独断的と思われる形で事業が行われていた実態がうかがわれた。

特に、全体予算で行う事業に関しては、詳細な年度事業計画案や予算案の作成が 行われておらず、かつ、年度当初の代議員会で十分な審議もされないまま、年間の事 業が行われるなど、安易な方針のもとに事業が実施されるという状況が見られた。

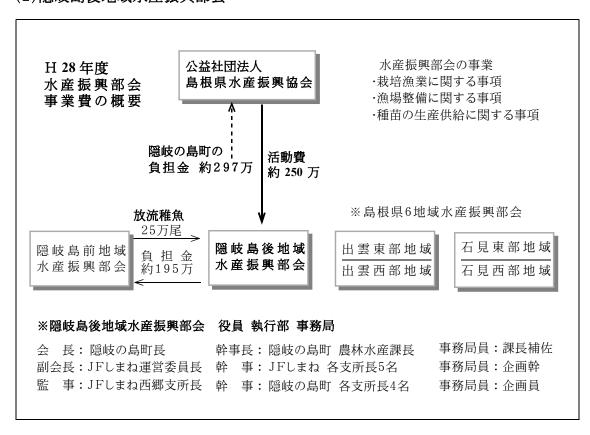
③不備な「隠岐の島町漁業集落規約」の内容と監査の実態

会計監査を担当する監事に関して、漁業集落の地区の代表者が監事を長年担当し、 その結果、前述のようなずさんな会計監査が行われ、不適正な会計処理と年度決算 書が作成される状況を生み出すなど、隠岐の島町漁業集落規約の規定の一部が、実 態に則していない不備な規約内容となっていると言える。

また、監事としての監査業務に対する責任感の欠如も非難されて然るべきである。 ④組織運営と代議員会の意思決定の在り方

関係者の聴き取りから、漁業集落の意思決定機関である代議員会の運営状況が旧態依然としており、建設的な会の運営、及び、交付金の有効活用に繋がる事業の実施が実現できにくい状況を生み出している状況がうかがわれた。特に漁業集落の代表に対しては、今回の不祥事を長期間にわたり見過ごし、漁業集落の健全な運営維持に支障をきたした責任は重いと言える。

(2)隠岐島後地域水産振興部会



1)役員、執行部、事務局の問題点

①不適切な執行部体制と事務局運営

平成24年度以降、隠岐島後地域水産振興部会の総会、及び幹事会は一度も開催されたことはなく、島後地域水産振興部会が組織として機能していない状態が続いていたことが判明した。

その結果、事業実績報告書や会計決算報告書等の資料も点検されず、JFしまね西郷支所長による会計監査も実施されない状況の中で、毎年度事業を継続していた実態も判明した。

②前担当職員による不正な会計処理

当該事業の会計事務処理は、前担当職員(事務局 企画幹)が平成25年度以降1人で担当しており、事業費の出納業務を上司の決裁を受けることなく処理していた。

また、前担当職員は、地域水産振興部会の通帳と印鑑、カードを1人で管理し、自由にATMから現金を引き出せる状況にあった。

③事務局担当部署の連携意識の欠如

事務局担当部署の上司は、会計処理を前担当者1人に全て任せた状態で、事業費の会計内容を全く把握しておらず、事業の遂行に関しても、上司として責任ある立場で事業に関わっていく姿勢に乏しかった。

④不備な規約と組織運営体制

「隠岐島後地域水産振興部会規約」が安易な規約内容となっており、総会、幹事会が毎年度開催されなくても規約違反とはならず、安易で無責任な運営状況を生み出す組織体制であると言える。更に、事務局とJFしまね西郷支所との連携ができておらず、H24年度以降、JFしまね西郷支所長による会計監査も実施されていない状況となっていた。

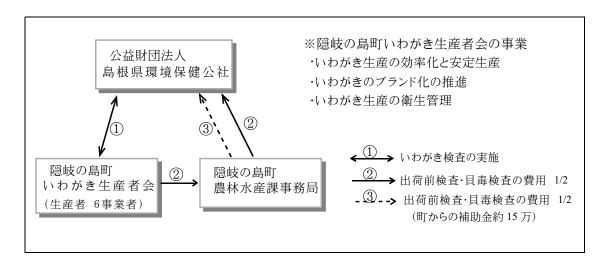
また、隠岐島後地域水産振興部会の責任者としての立場にある、会長、副会長、監事の役員は、隠岐島後地域水産振興部会の運営に対する意識が希薄であり、また、役員としての責任感も乏しかったと言わざるを得ない。

2)公益社団法人島根県水産振興協会について

調査の過程で、平成25年度から28年度の4年間に島後地域水産振興部会担当者から提出されたとされる、事業実績報告書並びに会計報告書が、島根県水産振興協会に存在しない事実が判明した。島根県水産振興協会の事務局は、4年間、隠岐島後地域水産振興部会の事業内容と事業費の詳細を把握することなく、事業を継続していたと非難されても仕方ない状況であり、隠岐の島町、JFしまね西郷支所との連携の在り方が問われる状況といえる。

また、マダイ放流事業の効果の検証も不明確なまま、毎年、マダイ稚魚の放流事業を行っている状況がうかがえるが、マダイ放流の効果、事業の妥当性等について漁業者や島民に分かりやすく説明する責任があると考える。

(3)隠岐の島町いわがき生産者会



1)隠岐の島町農林水産課事務局の問題点

①前担当職員の公務員倫理の欠如と不適正な事務処理

前担当職員は、平成25年度以降いわがき生産者からの出荷前検査料と貝毒検査料の徴収事務を怠り、島根県環境保健公社への検査料の納入を行っていなかった。

また、4年間にわたり町からの補助金を流用するなど、前担当職員の公務員倫理の著 しい欠如と職務上の義務違反、及び、社会規範に反する行為が見られた。

②不適切な事務手続きによる補助金の交付

隠岐の島町いわがき生産者会への補助金の交付に関して、「隠岐の島町水産業振興補助金交付要領」(平成 22 年 12 月 16 日告示第 55 号)に則した、適切な交付金の申請と審査が行われていたとは言えず、町の補助金交付に関する不適切な事務処理が、結果的に不祥事を長期化させ、更には、いわがき生産者に対して、検査料納入の実態を不明なものとし、検査料の未納額を増大させる結果を招いたと言える。

③事務局の安易な事務処理体質

前担当職員が、事業の事務担当であったが、上司は事業の実態や生産者からのいわがき検査料の徴収に関する業務内容についてほとんど把握しておらず、事務局の無責任な担当業務の在り方が、不祥事を長期化させた一つの要因とも言える。

④事務引き継ぎの不徹底と事務事業評価の未実施による情報の非共有化

人事異動の際に上司の事務引き継ぎが適切に行われなかったことが、事務局内での職員間の情報共有ができていない状況を作った一つの要因とも言える。

また、PDCAサイクルによる事務事業の評価や事業の見直し等も全くされていない 状況であり、その結果、事業の執行状況を管理職が全く把握できていなかった。

2) 隠岐の島町いわがき生産者会の課題

①不備な規約と組織体制

「隠岐の島町いわがき生産者会規約」には、総会を毎年度開催する規定はなく、大まかな規約内容となっており、安易な会の運営になりやすい組織体制であると言える。

②農林水産課事務局との連携不足

平成24年度以降、隠岐の島町いわがき生産者会の総会は開催されておらず、いわがき生産者と役場農林水産課事務局、JFしまね西郷支所との協議の場がなかったことが、最終的に長期間のいわがき検査料の未納と、補助金着服という不祥事の判明を遅らせたと言える。

3. 使途不明金問題(公金着服)が発生した原因と背景

(1)前担当職員の公務員倫理の欠如と不正な事務処理

前担当職員は公務員としての基本的な倫理と法令遵守の意識が欠如し、全体の奉 仕者としての資質に欠ける面があったと判断せざるを得ない。また、事務処理の面に おいても、必要とされる基本的な会計事務の処理業務を怠っており、関係帳簿類の作 成、管理、上司への報告等が適切に行われていなかった。

特に漁業集落の事業において、多額の使途不明金が生じ、着服問題が発生した原因は、前担当職員が一部漁業集落の事業や全体予算事業で必要とされた経費、会議費、各種イベント、PR事業等への支払い目的で交付金の預金口座から頻繁に現金を引き出し、概算払いで済ませたり、領収書をとらないまま処理するという不適切でずさんな会計事務処理を行っていたとみられること、また、自らの用途目的で公金を流用していたとみられることが原因だったと言える。

(2)職場のガバナンスの欠如

担当課を統括する課長は、管理監督者として必要とされる責務を果たしていたとは言えず、前担当職員の職務の実態について把握できていなかった。その結果、前担当職員の不適切な事務処理に対して改善指導を行うことなく、多額な交付金を扱う事業の会計担当を4年間にわたり任せていた。

前課長補佐は、H25年度からH27年度の3年間、前担当職員の上司として離島漁業再生支援交付金事業と島後地域水産振興部会の事業に係わっていたが、その間、課長と同じく前担当職員の会計処理の実態等については十分把握することはなく、前担当者の不適切な事務処理に対しては、改善的指導はほとんどなされていなかった。

現課長補佐はH28年度の1年間、上司として事業に係わってきたが、離島漁業再生 支援交付金事業の不適切な事務処理に関しては、会計検査院の検査があるまで意識 がなかった。

担当課は、適切な事務事業評価をほとんど実施しておらず、PDCAサイクルによる 事務事業の点検や改善等もほとんどされていない状況があり、その結果、課長、課長 補佐は部下が担当している交付金事業の実態や事業の執行状況を十分把握できて いないという管理体制であったと言える。

(3)監査機能の不全

3団体のいずれの事業も、会計監査がほとんど機能しておらず、離島漁業再生支援 交付金事業においては不適正と思われる決算書が作成され、そして、ずさんな会計監 査を受けた会計報告が代議員会で承認されていた。その結果、多額の使途不明金の 存在に多くの関係者は気づかなかったと考える。

また、隠岐島後地域水産振興部会の事業においては、平成24年度以降、会計監査 は実施されておらず、島後地域の水産振興部会総会も開催されていなかった。

いわがき生産者会においても同様に、平成24年度以降、総会は開催されておらず、 事務局による適正な会計事務はなされていなかった。

このように、会計事務処理で一番重要な監査が機能していなかったことが、交付金や補助金等の不正な使われ方を許してしまい、使途不明金の着服問題を長期間にわたり発生させてしまった最大の要因であると言える。

(4) 隠岐の島町漁業集落の不適正な会計決算と不明瞭な予算執行

- 1)不適正な決算報告書と安易な会計処理
- ①H27年度の会計決算書は約971万円の使途不明金が加味されたものではなく、不適正な決算書だったと言える。また、一部地区の事業会計も適正に行われたものとは言い難く、安易な会計処理が散見された。
- ②H28年度の会計決算書は約1,682万円の使途不明金が加味されたものではなく、不 適正な決算書だったといえる。また、一部地区の事業会計も適正に行われたものとは 言い難く、安易な会計処理が散見された。
- ③H27年度、H28年度内において、本来返金義務がある余剰金(約60万円)を返還せず保管していたこと、また、H28年度に事業実施報告書が提出されていた120万円の事業が実施されず、1年以上も現金を保管したままの実態があるなど、安易な会計処理を行っていたと言える。
- 2) 不明瞭な交付金の配付実態

調査の過程で、隠岐の島町漁業集落の代表者名義の通帳3通の存在が判明した。 このことが、交付金の配付と使用の実態を不明瞭なものとしている一因と言える。

- ①H27年度、漁業集落預金口座から各地区への予算の配付に関して、H28年3月31日 に約320万円が隠岐の島町漁業集落の別通帳に振り込まれる等の不明瞭な処理が行われていた。なお、H27年度の会計監査は4月10日に実施されており、監査日から5月26日までの間に当該通帳から複数回にわたり、約283万円が引き出されていた。また、H27年8月11日、隠岐の島町漁業集落の別通帳に200万円が振替されるなど、不明瞭な配付が行われていた。
- ②H28年度、漁業集落預金口座から各地区への予算の配付に関して、H29年3月31日 に約923万円がH27年度と同様に隠岐の島町漁業集落の別通帳に振り込まれる等の 不明瞭な処理が行われていた。また、H28年8月19日、隠岐の島町漁業集落の別通 帳に200万円が振替されるなど、不明瞭な配付が行われていた。
- ②H26年度の隠岐の島町漁業集落預金口座から各地区への予算の配付実態に関して も、H27年4月2日からH27年5月22日の間に、H26年度の事業の支払い等の用途で 約3,231万円がいくつかの地区の漁業集落に配付されていた。それらの使途について は一部確認できていたが、使途が確認できていないものも多かった。

3) 不透明な積算による使途不明金額

前述のように、不明瞭な交付金の配付と予算執行が行われた中で、H27年度、H28年度に発生した使途不明金額の積算が行われており、使途不明の金額そのものが果たして妥当な金額であったのか、当然に疑義が残るところである。

4. 町執行部の不祥事対応に関する疑問点と問題点

(1)町執行部の不祥事対応についての疑問点

1) 使途不明金問題の発端となった経緯についての町執行部の説明

町執行部は平成29年5月下旬に、隠岐の島町漁業集落の決算資料を整理する作業の過程で、使途が不明な支出の存在が判明したとの説明を行った。しかし、調査の過程で、平成28年12月、本庁農林水産課は、離島漁業再生支援交付金事業に対する、会計検査院の実地検査を受けており、その際、関係帳簿類に関する不適切な整理状況について改善するよう指摘され、その後、県水産課の指導を受けながら、前担当職員並びに各役場支所の担当者が中心となり、平成29年1月末までの間、H25年度とH26年度の関係帳簿類の整理作業を、役場3階の会議室で行っていたことが判明した。

当然、実地検査の状況と、その後の関係書類の整理作業の過程で、H27年度、H28年度前期の関係帳簿に関しても、証拠書類のない不明な支出や予算執行が存在することを、その時点から関係者は知っていたのではないかと十分に推察できること。

2)不十分な使途不明金に関する調査

平成29年8月8日、使途不明金の詳細な確認作業が十分に進んでいない状況の中で、前担当者は3団体の使途不明金について全部自分が流用したと発言し、その後投げやりな発言を繰り返し、最終的に使途不明金の全額を着服したと認めたこと。

また、町執行部は、着服を認めた発言を重視し、詳細な確認作業を十分行ったとは言えず、客観的な証拠が不備な状況下で、使途不明金計2,857万8,867円の全額を、前担当職員が自己の用途に充てるため着服したとの判断を下したこと。

(2)町執行部の不祥事対応についての問題点

1)職員不祥事に対する対応

使途不明金が多額であり、かつ長期間にわたっていること、更に、3つの外部団体の事業執行における会計処理の中で発生したこと等を考慮し、警察等の捜査機関に捜査を依頼するべき重大な問題であるにも係わらず、法的措置は執りたくないという町の方針の下で、町と前担当職員側との間で不祥事の問題解決を図ったこと。

2) 不十分な原因究明、不十分な事業の実態調査による問題解決

自治体職員による多額な現金等の着服問題が判明した場合、地方自治を担う行政機関は全力で全容解明に努め、その結果を公表し、公正で開かれた行政を執行する責任がある。

しかし、この度、町執行部は、事態の早期解決を最優先し、使途不明金問題が発生 した詳しい原因究明や各地区漁業集落及び全体予算の会計処理に関する実態調査 が不十分な過程で、使途不明金の全てを前担当者が1人で着服したと判断し、全額の 返済義務を課したこと。

(3)議会、町民に対する説明責任と情報開示の問題点

1)議会への不十分な対応

町は、職員による使途不明金着服の事実を確認してから約3ヶ月後になって、役場職員による交付金等着服の不祥事と、懲戒処分に関する内容を公表した。

しかし、その間に行われた9月議会の決算特別委員会において、離島漁業再生支援 交付金事業に関する事業報告、決算報告等が担当課長より行われたが、使途不明金 着服に関する説明は全くなく、また、議会に提示された資料は何も問題はないと判断さ れる説明資料であった。議会軽視と言わざるを得ない執行部の議会対応である。

また、平成29年11月7日、町と前担当職員の間で和解契約が締結された。損害賠償金として、使途不明金全額の支払いを前担当職員が認め、町としても告発しないことが記載されているほか、和解成立後に損害が発覚した場合の精算事項も記載されていることから、議会に対して事前説明や報告をすべき事項だと言える。しかし、事前説明もなく、和解契約後4ヶ月も経った3月2日の全員協議会で説明がなされた。

直接の当事者でない町が締結することの妥当性や、議決の有無に関する調査もせずに締結したことは、議会の総意を無視し、安易に締結したと言わざるを得ない。

2)不十分な説明と情報開示

町執行部から、町民への使途不明金問題についての丁寧な説明はなく、テレビ、新聞等による報道と、短期間の町ホームページへの掲載による町長の謝罪と説明で済ませるなど、全く不十分な説明と情報開示であると言わざるを得ない。

5. 不祥事再発防止に関する提言

不祥事再発防止策については、これまで指摘した事務局を担当する本庁農林水産 課の問題点や、3団体の事業執行上の問題点等を分析・検証する中で、おおむね再発 防止策の内容が整理されるものと考える。

具体的で詳細な再発防止策については、役場事務局や事業主体の3団体において、 それぞれ現状に則した実効性のある防止策の策定が必要不可欠と考える。当委員会 において、検討した再発防止策については以下のとおり提言する。

(1)職員の意識改革

- 1)町民の信託を受け業務を遂行する職員としての規範意識を身につける。
- 2)公務員としての高い倫理観と法令遵守意識をもって職務に専念する。
- 3)全体の奉仕者として公共の利益を考え、町民の期待に応えることができるように、目の前の仕事を誠実に実行し職責を果たす。
- 4)全ての職員は、本庁で平成29年4月策定された「コンプライアンス行動指針」の規程を十分理解し遵守する。
- 5)行政機関には「迅速性」「透明性」「説明責任」「コスト意識」が求められていることを意識する。

(2)職場のガバナンスの確立

- 1)不祥事を生まない職場の仕組み作りに全庁体制で常に取り組む。
- 2)公金の取り扱いに関しては、平成29年12月に策定された隠岐の島町「不祥事防止アクションプラン」に定められた会計業務に関する規定を厳守し会計処理を行う。
- 3) 課組織で担当する事業が、迅速、円滑、適正に実施できるよう、かつ他の職員の担当業務の状況が見えるよう、職場の業務システムの改革を行う。
- 4)PDCAサイクルを機能させるため、事業の「必要性」「効率性」「公平性」「成果」等について評価を行う事務事業評価を全ての事務事業において実施する。

(3)隠岐の島町漁業集落(離島漁業再生支援交付金事業)

隠岐の島町漁業集落は、当該交付金事業に対する認識と組織の在り方について、 抜本的見直しが必要であり、以下の事項について早急に対応すべきであると考える。

1) 「隠岐の島町漁業集落規約」の見直し

監査業務の在り方、監査人の選出等について、実態に即した規約内容に見直すべきであり、会計処理に対する厳正な監査が行われるよう、外部監査の設置を検討すべきである。

2)公平で開かれた組織運営

漁業集落の各地区代議員は、当該交付金事業の趣旨と目的を分かりやすく、地区漁業者に周知し、全ての漁業者が漁業集落で取り組んでいる事業と交付金の使途について納得し理解できるよう、公平で開かれた組織運営と事業を実施すべきである。

3)計画的で適正な事業の推進

当該交付金事業に係わる関係者は、離島漁業再生支援交付金事業の趣旨を十分理解し、本町における漁業の発展に繋がる実効性のある事業の取り組みに努めるべきである。特に、各地区の漁業集落単位においては、事業計画の協議をしっかり行い、地区内の漁業者の総意に基づく、適正な事業の実施に努めるべきである。

4) 適正な交付金の使用と会計処理

各地区漁業集落は平成29年11月に島根県水産課より示された「離島漁業再生支援交付金会計処理の留意事項について」の会計処理規定を遵守し、適正な交付金の使用と会計処理を行うと共に、適正な事業の取り組みに努めるべきである。

また、漁業集落の会計処理は、各地区の漁業集落が責任を持って行うことを基本とし、且つ、不正な会計処理が発生しないよう、各地区で適正な会計監査を行うべきである。

(4) 隠岐島後地域水産振興部会

1) 「隠岐島後地域水産振興部会規約」の見直し

少なくとも年に1回以上の総会と幹事会の開催を規定し、毎年度、事業の実績報告、 会計報告を行うと共に、島後地域水産振興部会の目的を達成するための事業の在り 方について、検討・審議することが必要不可欠と考える。

2)関係機関の連携強化

県水産課、役場農林水産課、JFしまね西郷支所との連携を密にし、円滑な事業の推進に努めるべきである。

(5)隠岐の島町いわがき生産者会

1) 「隠岐の島町いわがき生産者会規約」の見直し

少なくとも年に1回以上の総会の開催を規定し、毎年度、事業の実績報告、会計報告を行うと共に、いわがき生産者会の目的を達成するための事業の在り方について、協議・検討することが必要と考える。

2)事務局運営について

事務局については、いわがき生産者会の会員が責任を持って運営し、町に対する補助金の申請業務や必要な要望等を積極的に行うべきと考える。

(6)隠岐の島町議会

1) 監視と牽制機能の強化

今回の不祥事を教訓とし、議会の監視と牽制機能を強化する必要があると考える。 議会は常に、町行政が適法、適正に行われるよう、なお一層、調査権や監視権の行使 に努めるとともに、本町役場が係わる交付金・補助金事業に対する認識をさらに高め、 監視して行くべきと考える。

6. 使途不明金調査と不適正な会計決算及び予算執行

隠岐の島町漁業集落に関する調査の中で、H27年度、H28年度に給付された交付金がどのように使われ、そして逆に、使われないでどのように流用されたのか、このことに関する調査が最も困難であった。

(1)使途不明金の調査

前担当職員に対する聴き取りでは、「証拠書類が無いことは私の責任でもあるので、 使途不明金として認めた」と話しており、町執行部による丁寧な使途不明金の調査が 行われたのか、疑義が生じたところである。

証拠書類が無く、また、事実確認ができない事業への支出を含め、不明とされる現金での支出の全てを前担当職員が1人で着服したと町執行部は判断し、それを本人が認めたという現状の中で、使途不明金額の真偽に関する調査については、調査権限の限界があり、見極めることはできなかった。

(2)不適正な会計決算と予算執行

関係帳簿類の調査で、不適正な会計決算と不明瞭な予算執行がなされていた事実は存在したが、それら一連の事務処理を前担当職員が全て単独で行ったのか、または、関係者の指示や関与も存在していたのかに関しては、前担当職員からの聴き取り内容に、他の関係者の説明内容との食い違や、記憶に曖昧なところがあり、当委員会はその真偽についての究明はできなかった。

まとめ

当委員会は、計22回にわたる調査・審議をとおして、本庁農林水産課の事務局体制や3 団体の事業執行の実態に関して多くの課題や問題点を明らかにし、今回の不祥事件が起こった主たる原因と要因、及び、背景について明らかにすることができたのではないかと判断している。

今回の不祥事件は、住民から地方自治の運営を任されている行政機関の役場職員が決して犯してはならない重大な背信行為であり、かつ社会的に許されない犯罪行為と言える。職場での公金取扱いに関しては、本町役場も含め、ほとんどの自治体において厳格な取扱規程が策定され、それに沿って公金の出納業務が行われている。本町役場において、このような重大な不祥事件が起こったことに対して、町執行部は猛省すると共に、原因究明に尽力し早急に実効性のある不祥事防止対策を講じなければならないが、町の対応は形ばかりの対応策に終始しているようにも見える。

公務員は不正を見つけたら告発をしなければならない義務がある。それが犯罪行為の場合にはなおさらのことである。結果的に今回、刑事告発を見送った町の対応は、社会正義と公平性が求められる行政機関としての正しい行政判断だったのか、疑義が残る。

今回の調査・審議を通して、3団体の事業に関して、余りにもずさんな交付金・補助金事業が行われていた事実が判明し、大きな驚きを感じると共に、一部の離島漁業再生交付金事業に係わる関係者の中に、交付金や補助金に対する認識やその使途に関する解釈が、住民感覚とかけ離れているのではないかと思われる事例が散見された。

事業に携わる人たちは、交付金や補助金は国民の貴重な税金でまかなわれていることを決して忘れることなく、無駄なく有効に活用すべきであることをしっかり肝に銘じて頂きたい。

「子どもや若者は、大人の背中を見て育つ。」とも言われている。隠岐の島町の将来を担う子ども達や若者に、大人たちの無責任で利己的な言動や姿は見せてはならない。隠岐の島町名誉町民の永海佐一郎博士は、「隠岐の国の人間は、日本一心のきれいな人間になりましょう。」と、講演の中で常に島民に語りかけておられた。改めて今回の使途不明金問題を考えるとき、多くの島民が隠岐の島町の将来に一抹の不安を感じるのではないだろうか。

隠岐の島町漁業集落は13年間にわたり、離島漁業再生支援交付金による事業を行ってきたが、各地区の漁業集落において、どうのような事業の効果があったのか客観的な評価と検証作業を行う必要があり、各地区漁業集落の活性化と島の漁業再生にとって、真に有益な事業に多くの交付金が使われることを念ずるところである。

終わりに、この度の不祥事件は、問題が起こった原因と背景、そして役場事務局の体制、3 団体の事業の執行状況等を検証した結果、漁業集落の代表、役員、監事等の責任も重く、前担当職員1人が全ての責任をとる形で終わらせてしまうような問題ではないということ、そして町は、多額の使途不明金が発生した漁業集落の事業全般にわたり、町の指導的立場において会計検査院で調査中の事項や農林水産課で調査中の事項について、外部機関による調査の実施も考慮すべきであること。この二つのことが当委員会としての結論であることを報告する。

【経過と資料】

1. 使途不明金問題調査特別委員会の設	置	•••••	16
2. 事件の事実経過	(H29年11月8日 公表資料)		17
3.各団体の概要について	(H29年11月8日 公表資料)		18
4. 隠岐の島町関係団体使途不明金等内訳	(H29年11月8日公表資料)	•••••	19
5.離島漁業再生支援交付金 実施状況	(島根県ホームページ資料抜粋)	•••••	20
6.記録、資料の提出		•••••	21
7. 使途不明金問題調査特別委員会の開 参考人招聘の状況(使途不明金問題調		•••••	22

平成 30 年 3 月16日 使途不明金問題調査特別委員会

1. 使途不明金問題調査特別委員会の設置

(発議第2号 平成29年11月24日 使途不明金問題の調査に関する決議)

使途不明金問題の調査に関する決議

地方自治法第100条第1項の既定により、次のとおり隠岐の島町が財政的援助を与えまたは、町が事務を受託している、「隠岐の島町漁業集落」、「隠岐島後地域水産振興部会」及び「隠岐の島町いわがき生産者会」の事務に関する調査を行うものとする。

記

1. 調查事項

- (1)隠岐の島町漁業集落に関する事項
- (2)隠岐島後地域水産振興部会に関する事項
- (3)隠岐の島町いわがき生産者会に関する事項
- (4)不祥事の再発防止策について

2. 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び隠岐の島町議会委員会条例第5条の既定により委員6人で構成する「使途不明金問題調査特別委員会」を設置しこれに 負託して行う。

3. 調査の権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び 同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4. 調查権限

上記特別委員会は、1に掲げる調査を終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5.調査経費

本調査に要する経費は、20万円以内とする。 (平成30年2月14日臨時議会において30万円追加の議決)

2. 事件の事実経過

(1)離島漁業再生支援交付金 (隠岐の島町漁業集落)

時 期	内 容		
H29.5 下旬	H28 年度決算監査のため担当者が資料を整理したところ、根拠資料の無い		
	現金での支出等(使途不明金)があることが判明。前任者への聞き取りを開		
	始。		
H29.6.7	前任者が自家用車での交通事故を起こし入院。体調が回復するまでの間、		
	当面事情聴取を延期。		
H29.7.20	全任者の事情聴取を再開。		
H29.8.8	全任者が着服を認める。以後、着服額を確定するため、前任者の事情聴取及		
	び、関係者への聞き取り調査、書類の確認作業等を行う。		
H29.8.10	H27年度についても使途不明金があることが判明。		
H29.9.7	着服額の確定作業が完了。前任者に説明。		
H29.10.1	前任者が着服額とその一括返済を明記した「確認書」に署名捺印。		
H29.11.7	前任者より着服額が一括返済される。		

(2)島根県水産振興協会からの中間育成・放流事業 (隠岐島後地域水産振興部会)

時 期	内 容
H29.7.18	隠岐島前地域振興部会へ H29 年度分マダイ中間育成費負担金の部分払い
	手続きを行うにあたり、H25 以降の出納簿と通帳·印鑑の所在が確認できな
	いことが発覚。
H29.7.20	全任者に事情聴取。
H29.8.8	全任者が着服を認める。以後、着服額を確定するため、前任者の事情聴取、
	関係者への聞き取りや書類の確認作業等を行う。
H29.9.7	着服額の確定作業が完了。前任者に説明。
H29.10.1	前任者が着服額とその一括返済を明記した「確認書」に署名捺印。
H29.11.7	前任者より着服額が一括返済される。

(3)隠岐のいわがき生産振興事業補助金 (隠岐の島町いわがき生産者会)

時 期	内 容
H29.6.7	隠岐の島町いわがき生産者会のイワガキ検査料について、島根県環境保健
	公社への未納額があることが判明。同時に関係書類(出納簿等)や通帳・印
	鑑の所在が確認できないことが発覚。
H29.7.20	全任者に事情聴取。
H29.8.8	全任者が着服を認める。(以後、他の2団体の着服額を確定するため、前任者
	の事情聴取、関係者への聞き取りや書類の確認作業等を行う。)
H29.9.7	着服額の確定作業が完了。前任者に説明。
H29.10.1	前任者が着服額とその一括返済を明記した「確認書」に署名捺印。
H29.11.7	前任者より着服額が一括返済される。

3. 各団体の概要

(1)隠岐の島町漁業集落

項目	内 容		
設 立	平成17年4月1日		
設立目的	「離島漁業再生支援交付金」を活用して、漁業集落の活性化を図ることを目的に、		
成立口17	漁業者各自が工夫した事業に取り組むために設立		
構成員	33集落800世帯(隠岐島全域)		
運営内容	7地区から代議員22名を選出し会を運営、事務局は役場農林水産課		
	5年間に取り組むべき事項を定めた「集落協定」に基づき事業を実施		
	主な活動内容は以下のとおり		
事業内容	・漁場の生産力向上に係る取り組み		
	(種苗放流・藻場造成・築いそ設置・漁場の管理改善・漁場監視等)		
	・漁業再生に係る取り組み		
(加工品開発・販路開拓・鮮度改善・新たな漁具等の導入・加工場整備			
事業費	108,800,000円(年間) ※交付内訳:国1/2 県1/4 町1/4		

(2)隠岐島後地域水産振興部会

項目	内 容
設 立	平成7年4月1日
設立目的	栽培漁業の推進及び普及に関する事業等を展開することで水産資源の増殖を図
W = []	り、隠岐島後地域の水産業の振興を図ることを目的に設立
構成員	役員3名、 幹事会10名、 事務局(役場農林水産課)
	・島前のマダイ中間育成施設にて育成される島後部会分のマダイ稚魚育成の負担
事業内容	金拠出(島前部会へ支払う)
1,500,11	・島前のマダイ中間育成施設にて育成されたマダイ稚魚を受取り、島後沿岸への
	放流を実施
事業費	2,493,708円(H26) 2,460,706円(H27) 2,500,686円(H28)
1.71234	※予算は「公益社団法人島根県水産振興協会」より活動費として全額交付

(3)隠岐の島町いわがき生産者会

項目	内 容			
設 立	平成21年9月25日			
設立目的	イワガキの安定生産、ブランド化の推進、漁業所得の向上を目的に設立			
構成員	イワガキ生産者6名、JFしまね西郷支所、事務局(役場農林水産課)			
	・毎年「公益財団法人島根県環境保健公社」が実施するイワガキの出荷前検査費			
事業内容	用等について、町補助金を差引いた金額を各生産者(会員)が負担し、同生産者			
	会より一括して島根県環境保健公社に支払う			
	528,780円 (H25) 内町補助金 147,735円			
事業費	495,087円 (H26) 内町補助金 151,956円			
1,510	562,248円 (H27) 内町補助金 150,000円			
	602,964円 (H28) 内町補助金 147,735円			

(H29年11月8日 公表資料)

4. 隠岐の島町関係団体使途不明金等内訳

(1)隠岐の島町漁業集落

年 度	金 額	算出根拠
27	9,717,394 円	別紙「H27 年度 隠岐の島町漁業集落使途不明金内訳一覧」のとおり
28	16,822,115 円	別紙「H28 年度 隠岐の島町漁業集落使途不明金内訳一覧」のとおり
# 1	26,539,509 円	

(2)隠岐島後地域水産振興部会

年 度	金 額	算出根拠
26	133,212 円	別紙「H26 年度 隠岐島後地域水産振興部会出納簿」のとおり
27	852,682 円	別紙「H27 年度 隠岐島後地域水産振興部会出納簿」のとおり
28	456,038 円	別紙「H28 年度 隠岐島後地域水産振興部会出納簿」のとおり
計②	1,441,932 円	

(3)隠岐の島町いわがき生産者会

年 度	金 額	算出根拠
25	147,735 円	別紙「当座性貯金元帳」のとおり
26	151,956 円	別紙「当座性貯金元帳」のとおり
27	150,000 円	別紙「当座性貯金元帳」のとおり
28	147,735 円	別紙「当座性貯金元帳」のとおり
計 ③	597,426 円	

総計(①+②+③) 28,578,867 円	(使途不明金)
------------------------	---------

5. 離島漁業再生支援交付金 実施状況 (島根県ホームページ資料抜粋)

1 集落協	隹;	町 村 名		
落 協	隹:	E) 17 10	隠岐の島町	隠岐の島町
落 協	*	落協定数	1	1
落 協		うち特認離島の協定数		
協	協	定を策定した漁業集落数 ※①	33	33
	5-5-4	うち特認離島の集落数		
定	ŧ	協定参加世帯	800	800
締	L	うち漁業世帯数	800	800
結		うち特認離島の漁業世帯数	000	
数数	オ	付対象漁業集落数 ※②	33	33
奴				100%
		施集落率 ①/②%	100%	
	黒	場の生産力の向上に関する取組	41	41
_		種苗放流	3	3
2		漁場の管理・改善	1	1
		産卵場・育成場の整備	4	4
集		漁場監視	33	33
落		その他		
協	漁	業の再生に関する実践的な取組	9	9
定		新たな漁具・漁法の導入	3	3
に		新規漁業への着業		
位		新規養殖業への着業	1	1
置		協業化による経営収支の改善・		
づ		安全性の向上		
け		低・未利用資源の活用		
6 6		品質の均一化に向けた取組		
			1	1
れ		高付加価値化	1	1
た		流通体制改善	1	1
活		簡易加工		
動		海洋レジャーへの取組		
内		伝統漁法の取組		
容		漁労技術の向上の取組		
		販路拡大	1	1
L		その他	1	1
	新	規就業者に関する取組	1	1
		漁船の貸与	0	0
		漁労設備の貸与		
		漁具等の貸与		
3		付金額(千円)	108,800	108,800
交		うち特認離島への交付額	,	_ , , , , , ,
付付		集落協定の管理体制における		+
金	当	担当者の報酬	1,228	
額		交付事務の委託料	2.579	2.275
と		話合い・備品に関する経費	3,572	2,375
その	度	漁場の生産力の向上に関する取	0.0.440	40.00
の	の	組に要した経費	39,619	43424
使	交	種苗放流	4,350	7,200
用	付	漁場の管理・改善	4,081	492
方	金	産卵場・育成場の整備	23,150	28,052
法	の	漁場監視	8,038	7,680
	使	その他		
単	用	漁業の再生に関する実践的な取		
位	方	組に要した経費	64,237	62,961
壬	法			
円	14	新規就業者に関する取組		
		その他雑費	144	40

^{※ 「}漁業集落数」とは、漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯の居住する範囲を、 社会生活面の一体性に基づいて区切った範囲のうち、漁業世帯が4戸以上存在するものを 計上する。(2003年(第11次)漁業セン サスに準拠)

6. 記録、資料の提出

(1)地方自治法 100条 10項で提出を求めた記録、資料

1	町執行部が、前担当職員及び関係者に対して行った聴き取り調査記録 (H 29 年 7 月 20 日(木)~ 29 年 10 月 1 日(日) 15 回分)
2	隠岐の島町漁業集落代議員会 関係資料 (H 25 年度~ H29 年度)6 回分
3	隠岐の島町漁業集落活動促進計画 (H29.4.3)
4	隠岐の島町漁業集落協定(H29.4.4)
5	H27年度 隠岐の島町漁業集落 出納簿、事業実施報告
6	H28年度 隠岐の島町漁業集落 出納簿、事業実施報告
7	隠岐島後地域水産振興部会総会 関係資料 (H30.1.17)
8	3 団体の規約
9	隠岐の島町漁業集落通帳写し(3通)
10	各地区漁業集落関係通帳写し(7通)
11	隠岐島後地域水産振興部会 流動性預金異動明細表(写し)
12	隠岐の島町いわがき生産者会 当座性貯金元帳(写し)
13	水産関係団体の会計処理に係る不祥事への対応について(H29.11.28)
14	確認書 (H29.10.1)
15	和解契約書 (H29.11.7)

7. 使途不明金問題調査特別委員会の開催及び説明員、参考人招聘の状況

	審議開催日	調査·審議内容等
第1回	平成 29 年	第5回臨時議会
	11月24日(金)	・使途不明金問題の調査に関する決議(議決)
		使途不明金問題調査特別委員会設置(委員6名)
		·第1回調査特別委員会 (14:05 ~ 14:25)
		議題:正副委員長の互選及び次回審議日について
		·委員長:村上 謙武 ·副委員長:西尾 幸太郎
		·大江 寿 委員·石橋 雄一 委員·安部 大助 委員
		·福田 晃 委員
第2回	平成 29 年	・調査特別委員会の基本方針について
	12月1日(金)	・配付資料の内容確認
	$09:30 \sim 11:30$	・調査・審議の開催予定
		·次回予定(調査·審議内容等)
		·出席委員 6 名、事務局長
第3回	平成 29 年	・隠岐島後地域水産振興部会の事業執行状況調査
	12月8日(金)	・農林水産課 佐々木課長、齋藤係長より事業概要説明
	$13:30 \sim 16:30$	及び、関係資料の確認調査、質疑応答
		・次回開催予定日時、調査・審議内容について
		·出席委員 6 名、事務局長
第4回	平成 29 年	・隠岐島後地域水産振興部会の事業執行状況調査
	12月15日(金)	・農林水産課長、課長補佐に対する質疑応答
	$13:30 \sim 16:00$	・事業執行状況、再発防止提言に関する中間まとめ
		・出席委員6名、事務局長
第5回	平成 29 年	・隠岐島町いわがき生産者会の事業執行状況調査
	12月19日(火)	・農林水産課長、課長補佐長より事業概要説明
	$09:30 \sim 11:30$	及び、関係資料の確認調査、質疑応答
		・記録提出要求書に関する意見集約
		・出席委員6名、事務局長
第6回	平成 29 年	・隠岐島町いわがき生産者会の事業執行状況調査
	12月21日(木)	・農林水産課長、課長補佐に対する質疑応答
	$09:30 \sim 11:15$	・事業執行状況、再発防止提言に関する中間まとめ
		・出席委員5名、事務局長
	平成 29 年	・隠岐島後地域水産振興部会の事業執行状況調査
委員派遣	12月22日(金)	・JFしまね西郷支所長、前JFしまね西郷支所長に対して
	$9:30 \sim 10:35$	隠岐島後地域水産振興部会の監査、マダイ放流事業等
		についての聴き取り
		委員派遣2名(委員長、副委員長)
第7回	平成 30 年	·離島漁業集落再生支援事業執行状況調査
	1月9日(火)	今後の調査・審議の進め方について
	$09:30 \sim 12:15$	·JFしまね西郷支所における聴き取り内容の説明
		・農林水産課長、課長補佐より事業概要説明
		質疑応答

第8回	平成 30 年	·離島漁業集落再生支援事業執行状況調査
	1月11日(木)	・農林水産課長、課長補佐に対する質疑
	$09:30 \sim 15:15$	· H27 年度 出納簿·事業報告書等の関係資料の精査
		・各地区漁業集落の事業内容確認
		·出席委員 5 名、事務局長
第9回	平成 30 年	·離島漁業集落再生支援事業執行状況調査
	1月16日(火)	・農林水産課長、課長補佐長に対する質疑
	$09:30 \sim 12:10$	· H28 年度 出納簿·事業報告書等の関係資料の精査
		・各地区漁業集落の事業内容確認
		·出席委員 6 名、事務局長
第10回	平成 30 年	·離島漁業集落再生支援事業執行状況調査
	1月18日(木)	・農林水産課長、課長補佐に対する質疑
	$09:30 \sim 12:20$	・H27H28 年度 出納簿·事業報告書等の関係資料の精査
		・各地区漁業集落の事業内容確認
		·出席委員 6 名、事務局長補佐
第11回	平成 30 年	·離島漁業集落再生支援事業執行状況調査
	1月24日(水)	・農林水産課長、課長補佐に対する質疑
	$09:30 \sim 12:00$	・H27H28 年度 出納簿·事業報告書等の関係資料の精査
		・農水課長、係長以外の職員の聴き取り調査について
		·出席委員 6 名、事務局長
第 12 回	平成 30 年	·離島漁業集落再生支援事業執行状況調査
	1月26日(金)	・農林水産課長、課長補佐に対する質疑
	$10:00 \sim 12:25$	・H27H28 年度 出納簿·事業報告書等の関係資料の精査
		・参考人聴き取り予定について協議
		·出席委員 6 名、事務局長
第 13 回	平成 30 年	・3団体の事業執行状況調査
	1月30日(火)	・前農林水産課長補佐に対する質疑
	$09:30 \sim 12:20$	・都万支庁長、都万地区事務担当者に対する質疑
		·出席委員5名、事務局長
第 14 回	平成 30 年	·漁業集落再生支援事業執行状況調查
	2月1日(木)	・前監事2名に対する質疑
	$09:30 \sim 15:00$	・総務課長に対する質疑
		·出席委員 6 名、事務局長
第 15 回	平成 30 年	·漁業集落再生支援事業執行状況調查
	2月5日(月)	・隠岐島後地域水産振興部会の事業執行状況調査
	$13:30 \sim 15:00$	・隠岐支庁水産局 水産課長、普及員に対する質疑
		·出席委員 6 名、事務局長

第 16 回	平成 30 年	·漁業集落再生支援事業執行状況調査
	2月8日(木)	・野津 西郷西部代議員に対する質疑
	$09:30 \sim 15:20$	・濱田 漁業集落副代表に対する質疑
		・調査報告書の作成について協議
		·出席委員 6 名、事務局長
第 17 回	平成 30 年	·離島漁業集落再生支援事業執行状況調査
	2月13日(火)	・農林水産課長、前田企画幹に対する質疑
	$13:30 \sim 15:00$	・H29 年度 通帳管理·事業執行状況の聞き取り
		・各地区漁業集落の事業内容確認
		·出席委員 6 名、事務局長
第 18 回	平成 30 年	·漁業集落再生支援事業執行状況調査
	2月14日(水)	・葛西 漁業集落代表に対する質疑
	$13:30 \sim 15:30$	・総務課長対する質疑応答
		・調査報告書の作成について協議
		·出席委員 6 名、事務局長、事務局長補佐
第 19 回	平成 30 年	・使途不明金調査特別委員会「調査報告書」について
	2月15日(木)	・調査報告書の構成について協議
	$09:30 \sim 12:50$	·出席委員 6 名、事務局長、
	平成 30 年	·漁業集落再生支援事業執行状況調査
委員派遣	2月23日(金)	・前担当職員へ当該問題に関する聴き取り
	$18:20 \sim 20:20$	·派遣委員等3名(委員長、副委員長、事務局長)
第 20 回	平成 30 年	・使途不明金問題調査特別委員会「調査報告書」の協議
	2月28日(水)	・前担当者への聴き取り状況の説明
	$13:30 \sim 17:20$	・農林水産課長、課長補佐に対する質疑
		·出席委員 6 名、事務局長
第 21 回	平成 30 年	・使途不明金問題調査特別委員会「調査報告書」の協議
	3月7日(水)	・今後の委員会の調査・審議について
	$13:00 \sim 14:00$	・委員長報告のまとめについて
		·出席委員 6 名、事務局長、
第 22 回	平成 30 年	・使途不明金問題調査特別委員会「調査報告書」の審議
	3月13日(火)	・委員長報告の審議
	$13:30 \sim 16:00$	・出席委員6名

隠岐の島町議会 使途不明金問題調査特別委員会

委員長村上謙武委員石橋雄一副委員長西尾 幸太郎委員安部大助委員大江寿委員福田晃